

|      |                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------|
| タイトル | 無形文化遺産としての「協同組合」：岩崎まさみ先生<br>（ユネスコ無形文化遺産条約 2016 年評価機関委員<br>）にきく    |
| 著者   | 佐藤，信；SATO, Makoto；岩崎，まさみ；IWASAKI,<br>Masami；宮入，隆；MIYAIRI, Takashi |
| 引用   | 季刊北海学園大学経済論集，65(3)：93-102                                         |
| 発行日  | 2017-12-30                                                        |

《座談会》

## 無形文化遺産としての「協同組合」

—— 岩崎まさみ先生（ユネスコ無形文化遺産条約 2016 年評価機関委員）にきく ——

佐 藤 信・岩 崎 ま さ み・宮 入 隆

対談日：2017 年 12 月 16 日

対談者：宮入 隆（本学経済学部教授）、  
佐藤 信（本学経済学部教授）、  
岩崎まさみ（本学大学院経済学研究  
科客員教授）

記 録：伊藤好一（本学大学院経済学研究科  
博士課程）



【佐藤 信】まず私の方から、岩崎先生をお招きし、このような席を設けたそもその背景から説明いたします。

2016 年 11 月にエチオピアのアディスアベバで開催された「ユネスコ（国連教育科学文化機関）の無形文化遺産保護条約第 11 回政府間委員会」において、ドイツの提案で「協同組合」がユネスコ無形文化遺産代表一覧に登録されることになりました。

この決定を受けて、日本国内でも各種報道がなされました。協同組合陣営にとって喜ばしいことではありますが、それ以外の様々な反応があったようです。

杉本貴志氏（関西大学）は、日本経済評論社から新刊（杉本貴志編『格差社会への対抗新・協同組合論』）を出版するにあたって、「格差社会にいかに対抗するか」『評論 No.

209』の中で、ユネスコによる無形文化遺産指定について、「残念ながら日本においてはそうした情報——全世界で 10 億人以上を組織し、昨年ユネスコから人類の偉大な発明として「無形文化遺産」に指定されたこと（引用者）——は一切黙殺され、他国のようにグローバル化がもたらす弊害への救済・緩和策として協同組合促進政策が講じられるどころか、政府が率先して共済潰し、農協叩きを展開するありさまである」と述べています。

さらに、同書の中では、「政府やマスメディアの対応はきわめて冷淡、完全に無視したといっているほどのものであった。「和食」や祭りの「〔山〕鉦」（〔 〕内引用者）がユネスコの文化遺産に指定されたことはマスコミによって大々的に報道されたから多くの日本人が知るところであろうが、同じ文化遺産として生協や農協における人々の実践も指定されていることを理解している人は、関係者以外皆無に近いのではないか。いくら協同組合陣営がアピールしても、新聞もテレビも一切取り上げてくれないのである」（同書、p.34）と述べています。

むろん、全国農業協同組合中央会（全中）の HP には、「ユネスコの無形文化遺産に登録」との情報があり、YouTube の動画にリンクすることが出来ますし、2016 年 12 月に登録が決まって以後には「JJJC（日本協同組合連絡協議会）」による報道依頼文書を受け

て、生協や農協などが発表をおこなっています。けれども、発表は 2016 年 12 月の中旬です。ですから、エチオピア・アディスアベバでの会議（11 月 28 日～12 月 2 日）の結果を受けた割には 2 週間程度の時間差があります。

この理由は、日本経済新聞の記事（2016 年 12 月 1 日付け夕刊）を見れば分かります。同紙には、同時に登録が決まった「京都祇園祭の山鉦（やまほこ）行事」は報道するけれども、協同組合には一切触れていません。「無視」されたという主張も頷けますが、政治的に無視したというよりも、国内申請の文化遺産には反応をしても、国外申請の文化遺産には無反応だったという報道姿勢が表れていると考えます。

協同組合陣営にあっても、日本生協連がニュースリリースで無形文化遺産登録の紹介を行っています（2016 年 12 月 19 日）。無形文化遺産登録の意味を掘り下げて分析する動きはそれほどではなく、確かに杉本氏が述べるように、「農協つぶし」「農協批判」の大波の中で受け身になっているとの印象があります。

そこで、本学客員教授の岩崎まさみ先生をお招きし、「無形文化遺産としての協同組合」がなぜ指定されたのか、またこの指定がどういった意味を持つのか、を一緒に考えていきたいと思います。岩崎先生は、現在、文化庁の「文化審議会 無形文化遺産部会」の委員であり、また、2017 年 12 月 9 日（土）まで開催されていたユネスコ「無形文化遺産委員会」の第 12 回会議（チェジュ島（済州島））会議にも出席されています。

以下、全体進行役として宮入隆さん、記録に大学院経済学研究科の伊藤好一君の力をお借りして、岩崎先生にユネスコ無形文化遺産について伺いながら、協同組合が選定された意義について考えてゆきたいと思います。

## 岩崎先生が「無形文化遺産」に関わるようになった経緯



【宮入 隆】まずは、無形文化遺産条約に記載される意味など、基本的な事柄から教えてください。そして、記載されたときの議論の詳細についてもお聞きしたいです。

【岩崎まさみ】では自己紹介も兼ねまして、私が国連教育科学文化機関（以下、ユネスコ）の「無形文化遺産の保護に関する条約（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage）」（以下、無形文化遺産条約）に関わっている経緯についてお話ししたいと思います。私は文化人類学者として長い間、「文化と地域の人々との関わり」また「その地域文化が国際的な舞台では、どのように捉えられるのか」等という課題に興味を持ち、調査・研究を続けてきました（付録の主な研究業績一覧を参照）。無形文化遺産に関わりを持つようになったのは、日本が「和食」を申請するときに、文化庁から協力を依頼されたときからです<sup>1</sup>。それ以来、文化人類学の立場から、文化庁を通じて無形文化遺産に関するさまざまな作業に携わっています。

無形文化遺産条約の記載については、「無形文化遺産保護のための政府間委員会（Intergovernmental Committee for the Safeguarding of Intangible Cultural Heritage）」（以下、政府間委員会）で審議し、

<sup>1</sup> 2013 年 12 月に「和食：日本人の伝統的な食文化」が無形文化遺産の代表一覧に記載された。（農林水産省 HP より）

決議されます<sup>2</sup>。ただその前に、締約国が記載に向けてユネスコに提出する提案書の事前審査を務める「評価機関 (Evaluation Body)」という組織があります。私はその評価機関の委員を2年間 (2015年～2017年) 勤めています (2年目は委員長)<sup>3</sup>。この評価機関は12名の専門家によって構成されています<sup>4</sup>。世界を6地域に分けてそこから均等に代表を出しています。それは、運用の上での地域的な偏りをなくすためです。

評価機関の業務は、締約国から送られる提案書を読み、「条約」、あるいは条約の実際の運用の詳細が書かれている「運用指示書」に示された記載基準に照らし合わせて、提案書の内容が条約の精神に合うものであるかどうか、そしてそれを記載するべきかどうかを判断し、その結果を政府間委員会に勧告することです。

勧告には3種類あります。1つ目は基準を満たしていることを表す「記載 (inscription)」, 2つ目は記述を明確化したうえで再提出を求める「情報照会 (referral)」, 3つ目は認められない場合の「不記載 (not to inscribe)」です。これらの勧告をふまえて、政府間委員会では審議が行われ、決議されることになります。

### 無形文化遺産条約への誤解

【岩崎】今回、ドイツから送られてきた「協同組合において、共通の利益を形にするという思想と実践 (Idea and practice of organizing shared interests in cooperatives)」(以下、



「協同組合の思想と実践」)の提案書は、評価機関の事前審査において、5つある記載基準のうち1～4つ目まで「情報照会」とし、再提出を求める勧告をいたしました。(結果的に、

政府間委員会において評価機関の勧告に反して、記載と決議されました。)ではなぜ、ドイツの提案書に再提出を求める勧告を決定したのかと言いますと、無形文化遺産条約に対する認識に誤解が見られたからです。

無形文化遺産条約に類するものとして「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (Convention concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage)」(以下、世界遺産条約)があります。この2つの条約は根本的に異なるものなのですが、無形文化遺産条約は世界遺産条約の“無形版”という誤解が定着している現状があります。

ドイツの提案書でも、「人類の偉大な発明として…」と書かれています。世界遺産条約の選定条件は「卓越した普遍的な価値が認められる」ことなので、ドイツの書き方は世界遺産条約を念頭においたものだと考えられます。ところが、無形文化遺産条約では、そういうことは求められていません。

無形文化遺産条約を考えるうえで最も重要となるのは、「文化の多様性」という概念です。無形文化遺産条約の究極の目的は、世界

<sup>2</sup> 「政府間委員会」は、締約国会議が選出する24か国、任期4年の委員国によって構成され、毎年1回、11月～12月に5日間程度の会期で開催される。(二神葉子「「無形文化遺産」になるということ」JC総研『にじ』2017・夏号、p.68)

<sup>3</sup> 昨年 (2016年)、岩崎氏は評価機関の議長を務めている。

<sup>4</sup> 「評価機関」は、「常設の組織ではなく、委員国以外の締約国から選出される6名の専門家 (1か国1名)、及び無形文化遺産の分野で能力を認められたNGO (Accredited NGO) から選出された6団体により構成」される。委員の任期は4年。(二神2017, pp.68-69)

各地に住む多種多様な人々が大切に受け継いできた無形文化遺産について、皆さんが興味を持ち、理解していくという所にあると考えます。つまり、「文化の多様性」を構築し、それを保護・推奨していくことこそが、この条約の目的です。

【宮入】協同組合自体が世界的に普遍性を持ち、さまざまな地域に存在していることを考慮すると、卓越した普遍的価値を認める世界遺産条約の方が「協同組合の思想と実践」には適的な感じもするのですが。

【岩崎】世界遺産条約の対象は“有形文化遺産”のみです。「思想と実践」はやはり、無形文化遺産条約で扱うべき文化遺産です。

### 文化財保護法（日本）との関係性について

【岩崎】日本は、第二次世界大戦後に被災した文化財を保存していかなければならないということで、1950年に文化財保護法を制定し、その中で無形の文化財を保護するというシステムが構築されています。その歴史からみても、日本は世界に無形文化遺産保護の必要性を知らしめた第一人者であると言えます。

無形文化遺産条約は2003年10月17日の第32回ユネスコ総会で採択されています。この条約では、無形文化遺産の範囲が非常に広く、日本の文化財保護法の中でも対象となる、「祭り」や「踊り」や「儀式」はもちろん、それ以外の「生活文化」も対象とされています。ここが、日本の文化財保護法とユネスコの無形文化遺産条約の異なる点です。また、日本の文化財保護法はトップダウン方式で、検査官が主導して、文化財の指定が行なわれます。ユネスコの保護条約はボトムアップ方式で、文化はそれを継承している人たちの手にあるものであって、その人たちがこの

文化活動が自分たちにとって大切なものであるという意識がある限り提案を認めており、そこが重要視されています。このような差異が日本にとって、今後の課題かと思います。

「文化の多様性」を理解する上で、2016年には、「協同組合の思想と実践」以外にも同様な「思想と実践」のさまざまな文化遺産が記載されました事を指摘しておきます。エチオピア少数民族のオロモ族による「オロモ族の伝統的民主主義制度（Gada system, an indigenous democratic socio-political system of the Oromo）」や、2017年にはアンデスの山岳地帯に住む人々による、貴重な水の伝統的な管理制度（Traditional system of Corongo's water judges）などです。これらは「生活文化」であり、日本の文化財保護法では対象とされていません。

無形文化遺産条約の最終的な目的は、無形文化遺産を保護することです。その目的を達成するために、無形文化遺産条約では3つの一覧が存在し、提案国はそれらのいずれかに対して、申請します。1つ目は「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧（List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding）」（以下、緊急保護一覧）、2つ目は「人類の無形文化遺産の代表的な一覧（Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity）」（以下、代表一覧）、3つ目は条約の精神を十分に反映した保護措置を行っているという一覧「グッドプラクティス」です。

本来、無形文化遺産の保護を目的とする条約であれば、緊急保護一覧が一番重要になるはずですが、緊急保護一覧に記載させることで、ユネスコの基金を利用し、保護処置を講じていくことになります。

ところが、実際に運用が始まったら、（世界遺産条約の影響か）代表一覧への記載申請が多くを占めることになりました。無形文化

遺産条約の本来の目的からすると、代表一覧は補助的な役割になります。代表一覧への記載申請が増えていくことで、無形文化遺産条約が世界遺産条約の“無形版”と認識されていき、本来の意義を見失うことに繋がっていくのでは、と危惧しています。

### 「協同組合の思想と実践」が 記載されたことの意義

【宮入】岩崎先生、詳細なご説明どうもありがとうございます。それでは「協同組合の思想と実践」が無形文化遺産に登録されたことの意義について意見交換を行いたいと思います。

【佐藤】ドイツが申請した協同組合は、コミュニティの発展に貢献するような取り組みをしてくれる存在で、それが無形文化遺産登録の理由の一つではないでしょうか。したがって、コミュニティというある程度狭いエリアでの取り組みを評価したとすれば、全国展開する広範囲の経済事業を行っている協同組合を、無形文化遺産条約に記載されたドイツの「協同組合の思想と実践」と同じようにみていいのか、そこは認識においてズレがあると思います。

【岩崎】ドイツからの提案書を読む限り、協同組合という一つの思想があって、それを中心に社会を組織していく旨が書かれています。協同組合という発想そのものが社会を構成・機能させる原理になっており、協同組合は社会文化になっていると書かれています。それをふまえて日本の現状と比較すると、思想のみで、そこにコミュニティがあるとは思えません。この点がドイツと日本の大きな違いでは、と思います。

【宮入】日本においては、農協や漁協のよう

に地域に根づいて、それぞれ単協があるところだとドイツの提案する協同組合のイメージが付きやすいと思います。

ただやはり、今回の記事を日本が受けとめるときに協同組合の何が評価されたのかということをしちんと整理する必要があるそうですね。「思想と実践」が評価されたということをしちんと把握する必要があると思います。

【岩崎】ドイツの申請書の中には「自分たちの国が（協同組合の）発祥」とは書かれていません。イギリスやフランスなどにも存在しており、自分たちはこの「思想と実践」に対する所有権を主張しているわけではないとドイツの担当者は語っていました。無形文化遺産条約のシステムには「共同提案」というものがあります。ドイツのユネスコ代表の話によると、「協同組合」をさまざまな国と共同提案したいと考えているとの事です。「協同組合」の共同提案国をどんどん拡張させていき、何年後かには同じような協同組合思想を持つ国々が一緒に、まさに「協同」していく、そんなイメージをもっているのではと考えています。

【宮入】再度記載されるメリットはなんですか？

【岩崎】さまざまな国が連帯しているという、国際協調の一つのデモンストレーションになると思います。

【佐藤】その考えはよくわかります。協同組合はもともと国際的な取り組みとしてはじまりました。ICA（国際協同組合同盟）が19世紀末にすでにできていますからね。国際協調の考え方が基底にあり、まずはドイツが先例を作ったということかもしれませんね。

## 日本の協同組合について

【佐藤】そこで日本の協同組合についてです。日本ではこれまで、協同組合がストレートに文化として捉えられたことはなかったのではないのでしょうか。協同組合は歴史があるといっても、現在の協同組合はすべて第2次大戦後に制定された法律にもとづいて結成してきたという側面があります。むしろ農協のように、農協法ができる以前から、産業組合から連続的に展開してきた協同組合組織はありますが。

協同組合は資本主義の発生とほぼ同時に結成されたと言われています。したがって資本主義の競争原理に対抗するものとしての協同の理念や実践それ自体が文化遺産である、という捉え方はできると思います。

【宮入】まあ、産業遺産も近代化の歴史遺産ですからね。そういう意味では、資本主義以降の中でのというのは、歴史的にみても十分長く、伝統とはまた違った意味での文化的なものと考えられるのではないのでしょうか。



日本における協同組合が、文化的なものとして捉えられていない一つの理由として、輸入されたものだからということが言えると思います。日本における協同組合の誕生は、1900年にドイツのライファイゼンバンク（Raiffeisenbank）のシステムを政策的に導入したことに起因します。この点からも、ドイツの協同組合が無形文化遺産に記載されたというこ

とが日本にとっても嬉しいものだといえます。

日本が近代化して資本主義化していくなかで、社会保障システムの一環として普及した協同組合に対し、自分たちで作上げた文化的な存在であるというイメージはそもそも持ちにくいですね。農協法にしても生協法にしても70年前のGHQの統治下でできたものなので、日本の要望が入っていたとしても、文化的なものとは考えにくいものと思います。それが一つの日本における協同組合の形成過程ではあります。しかし一方で、村落共同体では、近代的な個人主義によって共同体が崩壊していく中から報徳社などが登場しています。こちらの方は、ドイツの協同組合のイメージに近いと思います。

【佐藤】そういう視点もありうるかなと思います。日本の協同組合の源流として、二宮尊徳の精神（報徳思想）が語られることがあります。二宮尊徳の、農村社会における助け合いの精神とともに「講」というお金のやり取りがあり、農村金融の源流と考えられます。そのため、ドイツのライファイゼンバンクのシステムが日本にも適応しやすかったと考えられます。

そうすると、協同組合が無形文化遺産条約に記載されたということは、日本の現状としての協同組合と、さらに源流にあるいろいろな協同の思想そのものを評価されたと受け止めて、積極的に捉え直して、日本ももっと積極的に打って出ているのではないかと思います。競争原理で動く現代社会の中で、そういう協同の思想や実践が昔から存在していたことを再確認するきっかけになればいいですね。

【宮入】無形文化遺産に記載されたということが、専門家や実践者にとっても、協同組合の思想や実践について見直すきっかけになりますね。

【佐藤】 そういう捉え方があると思いますね。とすれば、世界のいろんな協同組合関係者が手を取り合って、さまざまな国が共同提案するということは非常にいいことだと思います。

【宮入】 それと、岩崎先生からいただいた「多様性」「持続可能性」というキーワード、これはやはり今の日本社会にとって一番考えなければならないことですね。日本における協同組合の思想と実践を捉えなおすきっかけになることで、社会の多様性や持続可能性に対して協同組合がどのように貢献できるのかということを考える機会にもなりますね。

### 「コープアイランド」北海道の意味

【佐藤】 話題を北海道に移しましょう。協同組合と言えば、北海道は「コープアイランド」と呼ばれています。先日亡くなられた太田原高昭先生（北海道大学名誉教授、元北海学園大学教授）は、農協論を研究する一方で、コープさっぽろの会長も務められた時期もあり、農協陣営と生協陣営の双方の責任を担われました。そのため、北海道を「コープアイランド」と呼称することで北海道の協同組合が一体になれば、という思いがあったのではないのでしょうか。

もう一つとして、北海道の歴史的背景があると思います。過去のしがらみが全然ない土地に明治以降移民が増えていきます。明治期の大地主所有の地主制の仕組みもあったけれど、とにかく第2次大戦後の農地改革の後に自作農の体制になって、戦後開拓による入植者も増えて、同じ規模の農家が大量に現れました。そこで、農家がなんとか頑張って農業生産、販売をしていくうえで必要になって結成したのが農協だと考えられます。それらの構成員はほぼ同規模、「等質」の農家です。等質であるから、同じような生産物を作って販売するという協同組合として結集すること

が可能になった側面があると思います。それらを1960年代くらいから研究していたのが川村琢先生、山田定市先生らで、太田原先生はそういう先達から学んでいました。「コープアイランド」という呼称の実践的な、そして理論的な背景としてこうした歴史的背景が考えられます。

【伊藤好一】 つけ加えますと、太田原先生は著作（『新 明日の農協』農文協、pp.56-58）の中で、北海道は開拓の歴史において、仕込み商人や寄生地主からのひどい仕打ちに対し農民たちが協同して抗った経験について触れています。日本における協同組合は政策的に導入された側面が大きいですが、その中にある北海道は、産業組合の自生的発生の事例を確認することができる地域です。太田原先生は、北海道において自生的に協同組織が生まれた様子をイギリスのロッチデールの物語にそっくりと評しています。そのような考えも、「コープアイランド」という呼称の中に含意されているのではないのでしょうか。

【宮入】 確かに、北海道は農民運動と協同組合運動がリンクしながら形成されてきたという歴史はありますね。単に制度として導入された農協としてだけではなく、自分たちで組織したという側面があります。実際的には、それが混ざりながら広がっていったものと思います。



【佐藤】 こうした歴史的背景を踏まえた上で、最後に本学が果たすべき役割について述べたいと思います。協同組合の科目は、私が「非営利組織論」担当で2008年に採用された時には、旧カリキュラム上の科目「協同組合組織論」が残っていて、この科目で2年間講義を行っていました。そのあと、非営利組織論の学生も対象として一緒に講義しているので、内容的には協同組合の内容を半分展開するという形態が続いていました。来年度からの新カリキュラムでは、「協同組合論」を「非営利組織論」と二本立てにしたのです。それは別に属人的な判断ではなく、調べてみたところ、この科目の名称変更は伝統的に行われてきたことが分かりました。2003年度から2007年度まで協同組合組織論でしたが、その前は非営利・協同経営論という名称で開講していました。さらにその前、1999年度までは協同組合論でした。

それで、協同組合論という科目名がどうしてそういう風にならっていくのか。もともと時代の変化に対応していくのが協同組合組織の特徴で、大学の科目にあっても時代の変化に対応して講義内容も変わるんですよね。そうした経緯もあって、たまたま経済学部では改組もあったので、科目名称や担当者を変えてきたところがあるのではと思います。

本学の経済学部の科目としては、財政学や経済政策など名称が変わらない科目がある中で、こうやって時代の変化に内容や科目名まで対応しなければならない科目があるってこと自体がここの学部の一つの特徴かなと思います。また、協同組合論は実践的な性格の強い学問ですから、私の場合は北海学園生協の理事長という事も含めて、実践的な活動をし続けながらも、そこでの経験を講義やゼミで還元するようにしています。協同組合の無形文化遺産指定をきっかけにして、その意味についても講義で反映させていかなければいけないなと思います。

【宮入】 そういうところで、授業科目として教えていくことも大事ですけど、コープアイランドというか協同組合組織がたくさん北海道では活躍しているのは事実ですよね。その中で、たぶん北海学園大学は、協同組合の担い手を多数輩出しているところでもあると思います。農協調査に行くと北海学園の卒業生にたくさん会いますからね。生協もそうですね。アドミッション・ポリシーなどで、協同組合人材を供給するとまでは表明しなくとも、人材育成の側面とか研究面とか、色々なところで本学の役割が果たしていることは間違いないわけですよね。そうした特徴を含めて、今回無形文化遺産として登録された協同組合の意味っていうのをちゃんと整理して本学でまとめていく必要はありますよね。

【岩崎】 今日のお話しの中で、日本の協同組合が今行わなければならないことでもあるでしょうが、協同組合に関わっていく人材を輩出している学部として、その人たちを通して一般の人たちに協同組合というのはどういうものなのかということを伝えていく、そのための重要な役割を果たしているのではという気がします。

【宮入】 協同組合とは何なのかというところで。必須科目にしますか？

【伊藤】 協同組合を企業と同じと考える学生もいますからね。

【宮入】 確かに、会社とそもそもどこが違うのかということを丁寧に教える必要はありますね。今後の課題として、協同組合の担い手の継承や育成を進めることや、組合員としての意識付けとか、そういうところを意識的にやっていくのに、今回の無形文化遺産登録も活用できるのではないかと、広報などで。いかがでしょうか。

【岩崎】今回のお話で、北海道が協同組合を考える上で特別な地域である事がわかりましたし、より協同組合にも興味が持てました。

### 岩崎まさみ氏の主な研究業績 (2017年2月7日現在)

#### 英語による出版

Akimichi, T., H. Befu, S. Braund, H. Hardacre, A. Kalland, B. D. Moeran, P. J. Asquith, T. C. Bestor, M. M. R. Freeman, M. Iwasaki, L. Manderson, J. Takahashi

1988 *Small-type Coastal Whaling in Japan: Report of an International Workshop*. Boreal Institute for Northern Studies, Occasional Publication Vol. 27. Boreal Institute for Northern Studies.

Iwasaki, M. & M. M. R. Freeman

1994 Social-cultural Significance of Whaling in Contemporary Japan, In *Key Issues in Hunter-Gatherer Research*. T. Burch and L. Ellanna (eds.), pp.377-400. Oxford: Berge.

Government of Japan

1997 *Papers on Japanese Small-type Coastal Whaling 1989-1996: Submitted to International Whaling Commission*.

Following papers are included in this publication

Anderson, R., T. C. Bestor, M. Freeman, H. Hardacre, M. Iwasaki, L. Manderson, C. W. Nicol, K. Omagari & J. Takahashi

Report to the Working Group of Socio-economic Implications of a Zero Catch Limit. pp.17-70

Braund, S. R., M. M. R. Freeman, M. Iwasaki

Contemporary Sociocultural Characteristics of Japanese Small-type Coastal Community. pp.105-122.

Freeman, M. M. R., S. Braund, M. Iwasaki

Socio-economic Impact and Countermeasures in the four Japanese STCW Communities. pp.151-158

Freeman, M. M. R., S. Braund, M. Iwasaki

Distinguishing Between STCW and

LTCW. pp.159-170

Iwasaki-Goodman, M. & M. Nomoto

1999 Relationship between Aynu and Funbe (whale), *Ainu: Spirit of a Northern People*. W. W. Fitzhugh and C. O. Dubreuil (eds.), pp.222-226. Smithsonian Museum.

Iwasaki, Masami

2000 Whaling Culture in Ayukawa-hama, *Endangered Culture in South East Asia*. L. Sponsel (ed.), pp.69-89. Greenwood Press.

Iwasaki, Masami

2005 Resource Management for the Next Generation: Co-management of Fishery Resources in the Western Canadian Arctic Region. In *Indigenous Use and Management of Marine Resources Senri Ethnological Studies No.67*, N. Kishigami and J. M. Savelle (eds.), pp.101-12.

Iwasaki-Goodman, M. S. Ishii & T. Kaizawa

2009 Traditional food systems and nutritional status of indigenous peoples: the Ainu in the Saru River Region, Japan. In *Indigenous Peoples' food systems: the many dimensions of culture, diversity and environment for nutrition and health*, H. V. Kuhnlein, Bill Erasmus, Dina Spigelski, Barbara Burlingame (eds.), pp. 139-158. Food and Agricultural Organization of the United Nations and Center for Indigenous Peoples' Nutrition and Environment, Rome.

Iwasaki-Goodman, Masami.

2013 Tasty Tonoto and Not-so-tasty Tonoto: Fostering Traditional Food Culture among Ainu people in Saru River Region. In *Indigenous Peoples' Food Systems and Well-being: Interventions and Policies for Healthy Communities*, Harriet V. Kuhnlein, Bill Erasmus, Dina Spigelski, Barbara Burlingame (eds.), pp. 221-233. Food and Agriculture Organization of the United Nations and Centre for Indigenous Peoples' Nutrition and Environment, Rome.

Iwasaki-Goodman, Masami

- 2017 Transmitting Ainu Traditional Food from Mothers to their Daughters, In *Maternal & Children Nutrition* (In press)

日本語による出版

岩崎 まさみ

- 1999 「サケ資源の減少とナムギースの人々」『自然はだれのもの』秋道（編）pp.64-86, 昭和堂。

岩崎 まさみ

- 2002 「イヌビアロウィットとブリティッシュ・コロンビア州先住民族のケースから」『先住民による海洋資源利用と管理：漁業権と管理をめぐる人類学的研究』平成 11 年度～13 年度科学研究補助金基盤研究 A（2）研究成果報告書，研究代表岸上伸啓 pp.49-74。

岩崎 まさみ

- 2002 「カナダ北西海岸におけるサケをめぐる対立」『紛争の海』秋道・岸上編，pp.168-188，人文書院。

岩崎 まさみ

- 2003 「次世代のための資源管理：カナダ西部極北地域における海洋資源共同管理」『国立民族学博物館調査報告 46 海洋資源の利用と管理に関する人類学的研究』岸上伸啓，pp.49-72。

岩崎 まさみ

- 2005 『人間と環境と文化』清水弘文堂。

岩崎 まさみ

- 2005 「イヌビアルイトーホッキョクセミクジラを捕獲」『講座 世界の先住民族第 7 巻北米』綾部恒雄他編，pp.232-246，明石書店。

岩崎 まさみ

- 2006 「サケをめぐる混沌」『環太平洋の環境と文化』北海道北方民族博物館編，pp.213-225，北海道大学出版。

岩崎 まさみ

- 2008 「サケの民カナダ北西海岸先住民族——サケの保存・調理・分配」『みんなく実践人類学シリーズ 3 海洋資源の流通と管理の人類学』岸上伸啓編，pp.95-120，明石書房。

岩崎まさみ・貝澤耕一

- 2009 「沙流川流域を変えた二つのダム建設」『みんなく実践人類学シリーズ 7』岸上伸啓編，pp.157-182，明石書房。

岩崎 まさみ

- 2010 「研究する側と研究される側——先住民族調査における課題——」『アイヌ研究の現在と未来』北海道大学アイヌ・先住民族センター編，pp.248-276，北海道大学出版会。

岩崎まさみ・野本正博

- 2012 「日本における北の海の捕鯨」『捕鯨の文化人類学』岸上伸啓編，pp.172-186，成山堂書店。

岩崎 まさみ

- 2016 「日本の捕鯨問題と応用人類学：クジラを語った 12 人の文化人類学者」『日本はどのようにに語られたか：海外の文化人類学的・民俗学的日本研究』桑山敬己編，pp.235-260，昭和堂。

岩崎 まさみ

- 2017 「無形文化遺産を語る人たち」『文化遺産の人類学』飯田卓編，pp.39-68，臨川書店。